

令和5年7月31日

各位

公益社団法人北海道観光振興機構  
会長 小金澤 健司〈公印省略〉

令和5年度 テーマ別観光推進事業  
「ケア・ツーリズム調査事業」に係る企画提案の公募について

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、当機構の事業推進に格別なるご支援、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記事業に関する委託業務について、次のとおり企画提案を募集することとしましたので、ご案内申し上げます。

記

1. 事業名

「ケア・ツーリズム調査事業」

2. 委託内容

別紙「企画提案指示書（業務処理要領）」をご参照ください。

3. 参加表明

企画提案書を提出する意向がある場合は、別紙「参加表明書」をメールでご提出ください。

なお、コンソーシアムの場合は、代表となる会社・団体が提出してください。

4. 添付書類

(1) 企画提案指示書

(2) コンソーシアム協定書

(3) 参加表明書

5. 事業説明会について

本事業に関する事業説明会は、新型コロナウイルス感染拡大の観点から開催しません。事業内容に関する質問は、本日より【8月3日（木）正午までメールで】受付け・回答とします。

事業企画本部 マーケティング部

担当/堀・津田・大宮・小室

TEL:011-231-6736

Email:[n\\_hori@visithkd.or.jp](mailto:n_hori@visithkd.or.jp)

[tsuda@visithkd.or.jp](mailto:tsuda@visithkd.or.jp)

[y\\_omiya@visithkd.or.jp](mailto:y_omiya@visithkd.or.jp)

[saori\\_komuro@visithkd.or.jp](mailto:saori_komuro@visithkd.or.jp)

令和5年度 テーマ別観光推進事業  
「ケア・ツーリズム調査事業」委託業務企画提案指示書

1. 事業目的

発生から3年が経過した新型コロナウイルス感染症の影響により、本道の観光産業は疲弊した状況が長く続いたものの、昨年秋のインバウンドの水際対策緩和や全国旅行支援など観光振興策の効果に加え、感染症法上の5類への引き下げなどの施策もあって観光需要は回復に向かっており、コロナ禍前の水準に戻りつつある。

このような状況下、本道の今後の観光振興においては、国内、インバウンド問わず観光客の取り込みが従来にも増して重要になるとともに「観光の高付加価値化」が求められており、(公社)北海道観光振興機構は「ケア・ツーリズム」※を本道の観光振興と高付加価値化における新機軸として捉えている。

本道は、食や温泉、森林(自然)、医療・介護施設、アクティビティ施設などが数多く存在し、ケア・ツーリズム推進において他の地域と比べアドバンテージを有していると思われる。本事業においては、「北海道のケア・ツーリズム」に関する各種調査・分析を行い、分析結果に基づき年代・性別ごとを対象とした新たなコンテンツを造成するなどケア・ツーリズムに対するニーズへの効果的な打ち手を見出し、観光の高付加価値化の一助とすることを目的とする。

調査・分析結果は当機構が活用するのみならず、道内各観光地域づくり法人(DMO)等各種観光団体の戦略立案等にも活用していただくことを想定し、「北海道の観光統計データ」サイトに格納する。(以上、<事業目的1>とする)

合わせて、コロナ禍により新しい旅のカタチへと変化したカスタマーの価値観や旅行ニーズを捉え、北海道公式観光サイト「HOKKAIDO LOVE!」(日本語)を根幹とした Web 広告、SNS 等を活用したサイト集客の強化、コンテンツの拡充・更新の他、情報発信の質と価値と高める施策を実施し、北海道観光の魅力発信強化を図り、北海道へ興味・関心の高いターゲットへの効果的な情報発信を展開。旅行検討層、顕在見込み客、北海道ファン層との関係強化、道内外の観光誘客促進を図ることを目的とする。(以上、<事業目的2>とする)

※「ケア・ツーリズム」～近年の健康志向の高まりを受け、また心身の多様なニーズや価値観に対する新たなアプローチとして「ヘルス・ツーリズム」「ウェルネス・ツーリズム」「メディカル・ツーリズム」などが注目を集めているが、それらの総称として当機構が名づけたもの

「ヘルス・ツーリズム」～医学的な根拠に基づく健康回復や維持、増進につながる観光のこと

「ウェルネス・ツーリズム」～旅先でのスパ、ヨガ、瞑想、フィットネス、ヘルシー食、レクリエーション、交流などを通して、心と体の健康に気づく旅、地域の資源に触れ新しい発見と自己成長ができる旅、原点回帰しリフレッシュし、新たな活力を得る旅のこと

「メディカル・ツーリズム」～高度医療を提供する施設を訪れるなどし、よりよい治療を受けること。リウマチなど心身のリハビリなども含む

2. 業務実施主体及び事業実施方法

公益社団法人北海道観光振興機構(以下「観光機構」という)が主体となり民間企業等に委託して実施する

3. 企画提案応募条件等

単体企業等又は複数企業等による連合体(以下「コンソーシアム」という。)とし、単体企業等及コンソーシアムの構成員は、次のいずれにも該当すること

(1) 道内に本・支店等を有する次のいずれかの者であること。ただし、コンソーシアムの場合、構成員のうち1者以上が道内に本・支店等を有する場合は可とする。(なお、コンソーシアムの場合には、別紙協定書を提出すること)

① 民間企業

- ② 特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)に基づく特定非営利活動法人  
※ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人、暴力団または暴力団員の統制下にある法人を除く
- ③ その他の法人、また法人以外の団体等

(2) コンソーシアムの構成員が単独企業または他のコンソーシアムの構成員として、この企画提案に参加する者でないこと

(3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に規定する者でないこと

(4) 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定による競争入札への参加を排除されている者でないこと

(5) 北海道の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領(平成4年9月11日付け局総第461号)第2第1項の規定による指名停止を受けていないこと。また、指名停止を受けたが、既にその停止の期間を経過していること

(6) 提案事項を的確に実施し、成果物の品質管理能力を有する者であること

(7) 観光機構が必要と判断する際に、観光機構にて業務打合せを行える人員・業務実施体制を取ることができる者であること

(8) 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)または暴力団関係事業者(暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第2号に規定する暴力団または暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。)に該当しない者であること

#### 4. 契約方法 公募型プロポーザル方式(価格考慮型)による随意契約

※企画提案内容に加えて価格についても審査基準の要素とする

#### 5. 予算上限額23,000千円(消費税及び地方消費税相当額10%を含む)

#### 6. スケジュール

業務スケジュール

7月31日(月) 企画提案募集公示、企画提案指示書配布

8月7日(月) 企画提案参加表明 **13時 締切**

8月23日(水) 企画提案書の提出期限 **13時 締切**

8月下旬頃 企画提案の審査、委託事業者決定、契約締結、業務開始

#### 7. 委託期間

業務委託期間 令和5年8月~令和6年3月8日

令和6年3月8日(金)までに全ての業務を完了すること(報告書作成業務含む)

#### 8. 業務委託内容(企画提案事項)

<事業目的1>

下記(1)、(2)、(4)、(5)について調査・分析し「北海道のケア・ツーリズム」推進に参考となるデータを収集、新たなコンテンツ作成などケア・ツーリズムに対するニーズへの効果的な打ち手の示唆出しを行うこと。

(1) 「北海道のケア・ツーリズム」に関する既存のコンテンツや素材の洗い出し及び道外の顧客に対するニーズ調査

<コンテンツや素材の洗い出し>

##### ① 調査対象

道内の道振興局、自治体や DMO・観光協会など

② 調査内容及び留意事項

- ・ケア・ツーリズムに関する地域のコンテンツや素材についてデスクリサーチやヒアリング調査を実施しデータを収集、抽出すること
- ・ヒアリング調査対象とする道振興局や自治体、DMO・観光協会などの選定のほかヒアリング方法について提案すること。実際の調査にあたっては観光機構と協議の上進めること

③ コンテンツ・素材抽出件数

20件以上とする

ただしヘルス・ツーリズム、メディカル・ツーリズムに関するコンテンツを最低10件以上含むこと

<道外のカスタマーに対するニーズ調査>

① 調査対象

道外に在住するケア・ツーリズムに対する興味・関心が高い層をスクリーニングする

② 調査手法

・上記にて抽出したコンテンツや素材について、興味や関心度などをヒアリングする WEB アンケート調査を実施し、調査結果について分析すること

・当機構サイト HOKKAIDO LOVE!のアンケートフォームの活用も検討すること

例:<https://www.visit-hokkaido.jp/form/tourismreport/>

・回答率向上施策を検討すること(例:謝礼品購入・配布、web 広告、ポイント還元など)

③ 調査サンプル数

400サンプル以上とする

(2) 国内のケア・ツーリズム先進地に関する調査

① 調査対象

先行事例で実践している国内の自治体・地域など

② 調査地点

最低3地点以上

③ 調査内容及び手法

先進地のケア・ツーリズムへの取り組みに関するヒアリングと現地視察を実施、本道のケア・ツーリズムとの差分などについて分析すること

※先進地ヒアリングは事務局を伴った訪問を想定している

現地視察の経費(旅費など):見積書に記載のこと。ただし事務局分は除く

(3) 中間取りまとめ

① 観光機構の HP にて周知

(1)、(2)の調査・分析結果についていったんまとめ、観光機構の HP 上で特集記事を組み「北海道のケア・ツーリズム」に対するニーズ・関心度や本道のポテンシャルについて、先進他地域との差分なども含め周知する

② 時期

令和5年10月頃を予定

(4) 「北海道のケア・ツーリズム」の新たなニーズなどに関する調査

① 調査対象

旅行会社(身元保証機関(登録旅行会社)など)

② 調査件数

5件以上

③ 調査内容及び手法

- ・既存のコンテンツや素材に対する道外カスタマーへのニーズ調査結果とともに、「医療・介護・リハビリ」などをテーマとしたツーリズムが新たに生まれており、それら新たなニーズについて旅行会社にヒアリングする
- ・WEB によるアンケート調査を実施する。なお調査にあたっては(3)①の特集記事を活用すること

(5) インバウンドを対象とした「北海道のケア・ツーリズム」の受入体制などについての調査

※本件に関しては、アジア圏(特に中国本土)においてメディカル・ツーリズムに対する一定のニーズがあるとの仮説に基づき実施する

- ① 調査対象  
道内の医療施設(介護施設を含むこと)、医師会など
- ② 調査件数  
10件以上
- ③ 調査内容及び手法  
・インバウンドを対象にしたケア・ツーリズムの受入体制の現状※や受入意思の有無などについてヒアリングする  
※検査や医療を目的としたインバウンドを受け入れている道内医療施設及び渡航支援事業者の有無/受診者の人数・国籍/受診者の目的(検査・医療など)/先進医療の提供の有無/受診者と合わせた観光の有無 など  
・WEB によるアンケート調査を実施する  
・インバウンド対象のケア・ツーリズム推進にあたり課題や隘路なども含め調査結果について分析すること

(1)、(2)、(4)、(5) 共通

- ① 調査票の設計、作成など  
・具体的な調査項目など調査票の設計を提案すること。実際の調査にあたっては観光機構と協議しながら進めること  
・調査のスケジュールを提案すること

(6) 成果品及び提出物

- ① (1)～(5)の実施結果などを取りまとめた完了報告書を作成する
- ② 完了報告書:紙媒体(A4版)5部、電子媒体1部とする
- ③ ローデータ:電子媒体1部とする

<事業目的2>

(1) 本事業対象ウェブサイト

「HOKKAIDO LOVE!」日本語:<https://www.visit-hokkaido.jp/>

(2) 実施方針

北海道公式観光ウェブサイト「HOKKAIDO LOVE!」(日本語)の集客強化と、発信情報の精度向上。なお、サイト事業にあたっては、デジタル庁が任命したデジタル推進委員が在籍しているものとする。

- ① サイトの価値向上  
・コンテンツの拡充と情報の精度向上  
・エンゲージメントの強化  
・ユーザービリティ向上施策
- ② ケア・ツーリズム調査業務をサポートする施策の実施  
・ケア・ツーリズム記事への誘導  
・調査用アンケートフォームへの誘導

・特集記事への誘導

③ 機構公式SNSの運用

・公式 SNS の高エンゲージメント確保及びフォロワー数の拡大と記事拡散

④ GA4への対応とウェブ解析

・GA4を理解した上での効果測定と分析

(3) 業務の概要

・エンゲージメントの強化

・WEB広告、SNS広告

・SNS による情報発信

・Instagram「みんなで作る#ひみつの絶景北海道フォトストックキャンペーン」の実施

・ケア・ツーリズム特集記事作成、既存特集記事の更新

・DBの追加/メンテナンス

・スポット情報の追加

・メンテナンス、サイトのモニタリング・効果測定

・ウェブ解析、効果測定、業務実績報告

(4) 企画提案事項

① サイト集客施策及び SNS フォロワー促進施策の企画実施

Web・SNS 媒体等の発信力と拡散力を活用し、広告等の web プロモーション、外部サイトとの連携等を実施し、ケア・ツーリズムをはじめとする特集記事などの記事拡散を行い北海道の魅力を効果的に訴求し、サイト集客強化を図ること。また、SNS によるフォロワー促進施策を企画、実施し、SNSを通じたユーザーとの関係性強化・北海道ファン化を図ること

対象サイト：北海道公式観光サイト「HOKKAIDO LOVE!」（日本語）

対象 SNS：北海道公式観光サイト「HOKKAIDO LOVE!」（日本語）Facebook、Instagram/（Good Day 北海道）

▶対象エリア

道外：全国。（特に首都圏・関西圏をはじめ、北海道へ直行便が就航しているエリアを重点エリアとするが、それ以外にも想定する重点エリアがあれば適宜設定すること）

北海道：北海道全域

▶広告媒体

「HOKKAIDO LOVE!」のサイトや記事が可能な限り多くの人の目に触れるよう、Web 広告、SNS 広告等を組み合わせた効果的なプロモーションとし、ターゲット・時期や媒体などを提案とすること

▶実施期間：令和5年9月～令和6年2月

▶広告内容

広告内容は、観光機構と協議の上決定することとし、実施時期・ターゲットにあわせた内容で実施するが、最適と考えられる広告計画を提案すること

・デジタル広告以外に外部サイトの集客強化に資する提案があれば記載すること

・その他、無料パブリシティ等による「HOKKAIDO LOVE!」のサイトを周知する提案をすること

② 「HOKKAIDO LOVE!」における情報発信とサイトの価値向上

記事掲載にかかる情報収集、内容確認、画像収集、記事作成は、委託事業者が実施すること。制作にあたっては、ケア・ツーリズム調査結果及びアクセス解析や閲覧状況等を基に、観光機構と協議の上、記事作成・更新等を実施することとし、観光機構が指定するコンテンツがある場合は、優先すること

#### (ア) 特集記事の作成

該当特集コーナー <https://www.visit-hokkaido.jp/feature/index.html>

▶情報発信期間:令和5年9月~令和6年2月

▶情報発信頻度:月1回程度 計6本

- ・記事制作にあたっては、北海道在住で北海道観光に対する高い知見を持つ企画者とライターが編集を行うこと
- ・取材や情報発信等の事業スケジュール、編集企画を示すこと
- ・前年度の特集記事で、人気と思われるものはシリーズ化させること
- ・ケア・ツーリズム調査に関する特集記事を掲載すること
- ・メディアシンジケーションを念頭におき、メディアに評価される記事を掲載すること
- ・検索からの流入促進を図るため、本サイトの検索順位が向上するよう SEO を意識しながら、読み物としてのレベルを保った記事制作を行うこと
- ・検索トレンドや関心ワード等によるニーズ分析に基づいて記事制作を行うこと
- ※その他、ユーザーニーズや SEO 対策、サイト内回遊性向上の視点から、追加すべきコンテンツがあれば、追加理由と合わせて提案すること

#### (イ) イベントデータのクリーニング

該当コンテンツ <https://www.visit-hokkaido.jp/event/index.html>

▶該当件数:掲載データ全て(130件~)

- ・事業開始後、直ちにデータのクリーニング(実施時期、金額、記事内容等)を行うとともに、年間を通じてクリーニングを継続して実施すること
- ・クリーニングにあたっては、必ず主催者に確認を取った情報を掲載すること
- ・データクリーニングの実施体制及びスケジュールを示すこと

#### (ウ) モデルコースの作成

該当コンテンツ <https://www.visit-hokkaido.jp/plan/index.html>

▶追加更新モデルコース本数:8本以上

- ・WEB サイトのアクセス数が稼げるコースの設定を行うとともに、現サイトで、必要と思われることについては、適宜提案すること
- ・コースにあたっては、特集記事と同様に北海道在住で北海道観光に対する高い知見を持つ者が制作を行い、現実的なもの・実現可能なものを企画すること
- ・モデルコース構築の際に、新しいコンテンツがある場合は、コンテンツ情報も追加更新すること

#### (エ) コンテンツ(スポット・体験)の拡充

該当コンテンツ <https://www.visit-hokkaido.jp/spot/index.html>

▶追加更新コンテンツ情報:40本以上

(オ) 上記、(ア) (ウ) (エ) については、ユーザーニーズや SEO 対策、サイト内回遊性向上の視点から作成し、さらに追加すべきコンテンツがあれば、追加理由と合わせて提案すること。

#### ③ 観光機構公式 SNS (FB/IG) を活用したファン獲得(※フォロワー数促進施策の実施)

- ・機構公式 SNS で北海道の魅力を数多く発信し、北海道ファンの獲得を図ること
- ・Instagram キャンペーン「みんなで作る#ひみつの絶景北海道フォトストックキャンペーン」の開催・キャンペーン投稿促進広告を実施すること

▶エンゲージメント

- ・投稿記事は、「いいね、シェア、保存、コメント」等における高いエンゲージメント数を確保すること

▶記事投稿

FB/IG ともに、週2回以上の投稿を行うこと。また、IG は、リールも効果的に使用すること。なお、記事制作にあたっては、記事制作にかかる情報収集、内容確認、画像収集、記事作成を委託事業者が実施すること

▶実施期間:令和5年9月~令和6年2月

▶実施回数:夏・秋・冬の季節毎に写真投稿を促進できるよう実施すること

▶運営:投稿者との密な連携及び投稿写真とキャンペーンサイトを連携すること

※上記のほか、SNS (FB/IG) のフォロワー獲得に資する施策について提案すること

④ スtockフォトキャンペーンの実施

昨年度に引き続き IG キャンペーン「みんなで作る#ひみつの絶景北海道フォトストックキャンペーン」の開催・キャンペーン投稿促進広告 (IG 投稿を通じたユーザーとの関係性強化・北海道ファン化) を実施

・キャンペーン実施にかかる企画、ページの改修、景品等の手配は委託業者が実施すること

・新しい診断コンテンツを用意すること

・ストックフォトの活用方法を明示すること

・実施回数については、回数を提案すること

▶実施期間:令和6年2月末までに終了すること

▶運営:投稿者との密な連携及び投稿写真とキャンペーンサイトを連携すること

⑤ 効果測定および分析・運用改善業務 (PDCA)

デジタルプロモーションの知識と経験を豊富に持つ者が、本事業の発信内容を注視し、コンテンツの追加ならびに各施策の実施前後でログデータをモニタリングし、市場の嗜好・動向を把握。情報発信や改善必要箇所については、随時対応すること

・広告効果測定および分析を行い毎月報告すること

・分析の実施体制およびスケジュールを明記すること

・GA4を熟知し、ウェブ解析士マスター資格と実績を持つ者が行うこと

⑥ その他

・その他事業目的達成に資するアイデア・独自提案があれば記載すること

⑦ デジタル推進委員について

・オープンバッジまたは任命証を示すこと

(5) KPI

ケア・ツーリズム調査事業の効果や広告換算等、当該事業の有効性を測る事業指標または成果指標を設定し、それぞれの目標値を示すこと

[アウトプット]

① ケア・ツーリズム調査事業

・アンケート調査結果 (400サンプル以上)

・特集記事 (4本) ※④

② サイト集客施策の企画実施

・デジタル広告等を活用したサイト集客

・観光機構公式 SNS (FB/IG) を活用したファン獲得 (※フォロワー数促進施策の実施)

▶Instagram キャンペーン「みんなで作る#ひみつの絶景北海道フォトストックキャンペーン」の開催・キャンペーン投稿促進広告

▶SNS (FB/IG) のフォロワー獲得に資する施策の企画実施

③ 公式SNSによる情報発信 (週2本以上)



- ④ 「HOKKAIDO LOVE!」における情報発信(記事制作・コンテンツ拡充・データクリーニング等)
  - ・特集記事の作成(月1回程度更新 合計6本 ※ケア・ツーリズム特集記事4本、観光特集記事2本)
  - ・データのクリーニング(130件~)
  - ・モデルコースの追加更新(8本)
  - ・スポット、体験情報の追加本数(40本以上)
- ⑤ スtockフォトキャンペーンの実施
- ⑥ ユーザビリティの向上施策
- ⑦ 効果測定および分析・解析、運用改善業務(PDCA)
- ⑧ その他独自施策を含む施策の実施

[アウトカム]

日本語サイトのユーザー数:300万以上

日本語サイトの総ページビュー数: 委託事業者が目標設定をすること

(集計期間: 令和5年4月1日~令和6年3月31日)

※令和6年3月31日時点までのPV数を目標数字として提示すること

(6) 事業実施内容の効果測定、完了報告書の作成

デジタルプロモーションの知見・知識を持つ者が、事業の取り組み内容に応じた成果(ユーザー数・PV 数、広告効果測定、メディア露出、広告費用換算等)を具体的な数値で整理、検証を行い、成果、課題、提言等により分析・解析し報告書を作成すること

なお、報告書には、現物協賛額の積算表も含むこと

(7) 委託事業者への協力依頼可能な限り地域の関係者や事業者の協力(プレスリリースによる無料パブリシティ等)を得ることにより、委託事業費と同額程度の現物協賛の獲得に努め報告書に記載すること

(8) 成果品及び提出物

- ① 追加コンテンツ:当機構サーバーへ格納
- ② 分析・解析業務:分析・解析レポート
- ③ 完了報告書:紙媒体(A4版、縦指定)5部、電子媒体1部とする

9. 参加表明

企画提案を提出する意思がある場合は、期日までに、会社名・代表者名・担当者部署及び役職、氏名、連絡先(電話・メールアドレス)等必要事項を記載のうえ、メールにて参加表明すること。なお、期限までに参加表明が無い場合は、企画提案書を受理しないものとする

- (1) 表明期限:令和5年8月7日(月) 13時まで(必着)
- (2) 表 明 先:下記、問い合わせ先に提出
- (3) 表明方法:別紙書式をEメールで添付送信してください

10. 企画提案書及び見積依頼内容

企画提案書作成にあたっては、提案の考え方のほか、下記の項目について記載すること

(1) これまでの事業実績

過去3年以内の本事業と同様のウェブサイト事業の受託実績があれば記載すること。なお、社名が特定されないよう、観光機構発注の実績については一切記載しないこと

(2) 業務実施体制

当該業務実施体制について、業務担当者をはじめとする企画提案者の体制のほか、協力会社等を明記し、具体

的に記載すること。なお、企画提案者の業務担当者名については、提出する企画提案書の1部のみに記載し、残りについては、「A」、「B」などといった表現を用いて記載すること

### (3) 業務スケジュール

委託業務開始から終了までのスケジュールを具体的に記載すること

### (4) 見積書 費用項目の明細を記載すること(概算見積とし企画提案時は捺印不要)

- ① 直接人件費:業務処理に直接必要とする経費
- ② 経常的直接経費:消耗品費、通信運搬費、旅費(業務処理に従事する者の交通費・宿泊費等)
- ③ 特別直接経費:印刷製本費(調査票や報告書の印刷等の外注分)
- ④ メンテナンス費(既存コンテンツの修正含む):メンテナンス期間:7か月
- ⑤ その他:諸経費、技術経費等

## 11. 企画提案書作成上の留意点

### (1) 様式の規格はA4版縦(両面)とする。各ページに必ずノブルを入れること

(全体的なイメージを伝えるうえで数ページA3用紙を折り込むことは可)

### (2) 企画提案は1社1提案とする

例:A案・B案と複数記載し、事業実施主体側に選択を委ねている提案は、審査対象外とする

### (3) 企画提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする

### (4) 提出された企画提案書は返却しない

## 12. 企画提案書の提出

### (1) 提出部数 11部(事業者名、業務従事者氏名を記載したもの1部、記載しないもの10部)

### (2) 提出場所 下記、問い合わせ先に提出

### (3) 提出期限 令和5年8月23日(水) 13時まで

### (4) 提出方法 提出場所への持参または郵送

※郵送の場合、提出期限までに到着しないものは受理しない

※提出の企画提案書は別途データでも電子メール等により提出すること。なお電子データのみでの提出は認めない(電子データで提出する企画提案書は事業者名、氏名等を記載しないもの)

## 13. 企画提案に関する審査

### (1) 参加表明期日までに参加表明を行い、且つ提出期日までに必要部数の企画提案書を提出した者を審査対象者とする

### (2) 審査対象者が4者以上の場合は予め書面審査を行い、上位3者を最終的な審査対象者とする

### (3) 審査は審査対象者によるプレゼンテーションを基に実施する

### (4) プレゼンテーションの日時及び場所は、別途審査対象者に通知する

### (5) プレゼンテーションに参加できない場合は、棄権とみなす

### (6) プレゼンテーション時の追加資料の配布・表示については認めない

### (7) プレゼンテーション用に機器類を使用する場合は、事前に申し出の上で審査対象者が準備・設置するものとする。

なお、審査の進行に影響を及ぼすと判断されるものについては使用を認めない

### (8) プレゼンテーションへの参加は3名を上限とする

## 14. 企画提案の評価基準

企画提案は、次の項目を審査し総合的に判断する

(1) 企画提案の目的適合性

- ① 事業内容を十分理解し、企画提案指示書に沿った提案内容となっているか
- ② 事業遂行に必要な人的ネットワークや協力体制、リソースが確保されているか
- ③ 適切な予算配分によりアウトプットが担保され、アウトカムが期待できる事業内容となっているか

(2) 実現性

提案内容に具体性があり、且つ全体の計画が実現可能なものとなっているか

(3) 業務遂行能力

北海道の地理・気候・観光事情や訪日外国人旅行市場やカスタマーニーズ等の実情に精通した実施体制が確保され、遂行能力があると判断できるか

(4) 経済合理性

費用対効果が高い提案となっているか

15. 再委託の禁止について

- (1) 再委託の予定(下記②の業務に限る)がある場合は、再委託先の事業者名、住所、金額、再委託する業務範囲ならびに再委託予定金額を見積書に明記すること。なお、再委託を行う際は、予め当機構の承諾を得る必要があるため留意すること

※当機構の承諾を要する再委託の範囲は、次の区分における②を言う

- ① 「業務の主たる部分」(業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等)・・・再委託を行うことはできない
- ② 「業務の主たる部分」及び「軽微な業務」を除く業務・・・再委託に際し、当機構の承諾を要する
- ③ 「軽微な業務」(コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理、計算処理、模型製作、翻訳、参考書籍・文献購入、消耗品購入、会場借上等)・・・再委託に際し、当機構の承諾を要さない

16. 業務上の留意事項

- (1) 業務内容の詳細については、企画提案の内容を基本として、観光機構と受託事業者が協議して決定する
- (2) 観光機構は受託事業者に対して、観光機構がこれまで取りまとめた資料等について可能な範囲で提供する
- (3) 著作権、肖像権等に関して、権利者の許諾が必要な場合は、受託事業者において必要な権利処理を行うこと
- (4) 委託契約に係る業務処理に伴い発生する特許権、著作権その他すべての権利は、観光機構に帰属するものとする
- (5) 業務遂行にあたっては、観光機構との連携・調整を密に行うとともに、迅速かつ的確な対応及び効率的な手法により十分な成果が得られるよう努める
- (6) 作成した北海道観光データ等に関して、観光機構の web サイトやイベント等での二次使用を認めることとし、見積金額にはその二次使用料、データ納品費を含めること

17. その他

- (1) 企画提案書の作成・提出に係る費用は企画提案者の負担とする
- (2) 提出された企画提案書は返却しない
- (3) 公正性、透明性、客観性を期するため、企画提案書は公表する場合がある
- (4) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本円とする
- (5) 受託事業者選定後の契約行為に関し発生する費用は、受託事業者において負担するものとする

(6) 受託事業者は、契約前に地域への説明会を実施する際は、その発生する費用は、受託事業者において負担するものとする

18. 問合せ先

〒060-0003 札幌市中央区北3条西7丁目 緑苑ビル1階

公益社団法人 北海道観光振興機構 事業企画本部 マーケティング部 (担当:堀・津田・大宮・小室)

TEL:011-231-6736 Email: [n\\_hori@visithkd.or.jp](mailto:n_hori@visithkd.or.jp)

[tsuda@visithkd.or.jp](mailto:tsuda@visithkd.or.jp)

[y\\_omiya@visithkd.or.jp](mailto:y_omiya@visithkd.or.jp)

[saori\\_komuro@visithkd.or.jp](mailto:saori_komuro@visithkd.or.jp)

## コンソーシアム協定書

### (目的)

第1条 本協定は、コンソーシアムを設立して、公益社団法人北海道観光振興機構が発注する「令和5年度 ケア・ツーリズム調査事業」(以下「本業務」という。)を効率的に営み、優れた成果を達成することを目的とする。

### (名称)

第2条 本協定に基づき設立するコンソーシアムは、「令和5年度 ケア・ツーリズム調査事業」受託コンソーシアム〇〇(以下、「本コンソーシアム」という。)と称する。

### (構成員の住所及び名称)

第3条 本コンソーシアムの構成員は、次のとおりとする。

(1) \_\_\_\_\_

(2) \_\_\_\_\_

(3) \_\_\_\_\_

### (幹事企業及び代表者)

第4条 本コンソーシアムの幹事企業は、\_\_\_\_\_とする。

2 本コンソーシアムの幹事企業を本コンソーシアムの代表者とする。

### (代表者の権限)

第5条 本コンソーシアムの代表者は、本業務の執行に関し、本コンソーシアムを代表して発注者と折衝する権限並びに本コンソーシアムの名義をもって委託料の請求、受領及び本コンソーシアムに属する財産を管理する権限を有するものとする。

### (構成員の連帯責任)

第6条 本コンソーシアムは、それぞれの分担に係る進捗を図り、本業務の執行に関して連帯して責任を負うものとする。

### (分担受託額)

第7条 各構成員の業務の分担は、次のとおりとする。ただし、分担業務の一部につき発注者と契約内容の変更があったときは、それに応じて分担の変更があるものとする。

\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

2 前項に規定する分担受託額については、運営委員会が定め発注者に通知する。発注者との間で契約内容が変更されたときも同様とする。

### (運営委員会)

第8条 本コンソーシアムは、構成員全員をもって運営委員会を設け、本業務の運営にあたるものとする。

### (業務処理責任者)

第9条 本コンソーシアムはその構成員の中から、本業務の処理に関する業務処理責任者を選出し、本業務に係わる指揮監督権を一任する。

### (業務担当責任者及び業務従事者)

第10条 本コンソーシアムの各構成員の代表者は、業務処理責任者の下で本業務に従事する業務担当責任者及び業務従事者を指名する。

(取引金融機関)

第11条 本コンソーシアムの取引金融機関は、\_\_\_\_\_とし、本コンソーシアムの代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

(構成員の個別責任)

第12条 本コンソーシアムの構成員がその分担に係る本業務の執行に関し、当該構成員の責めに帰すべき事由により発注者又は第三者に損害を与えた場合は、当該構成員がこれを負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第13条 この協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することができない。

(業務途中における構成員の脱退)

第14条 構成員は、本コンソーシアムが業務を完了する日までは脱退することができない。

(業務途中における構成員の破産又は解散に対する措置)

第15条 構成員のうちいずれかが業務途中において破産又は解散した場合には、残存構成員が共同連帯して当該構成員の分担業務を完了するものとする。

(解散後のかし担保責任)

第16条 本コンソーシアムが解散した後においても、本業務につき瑕疵があったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(会計帳簿等の保存)

第17条 本業務に係る会計帳簿及び雇用関係書類等の関係書類は本業務が完了した日の属する年度の終了後5年間、が保存するものとする。

(協定書に定めのない事項)

第18条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

(管轄裁判所)

第19条 本協定の紛争については、札幌地方裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

代表者幹事企業 \_\_\_\_\_ 外 社は、上記のとおり本コンソーシアム協定を締結したので、その証として本正本 通及び副本 1通を作成し、各構成員が記名押印の上、正本については構成員が各1通を保有し、副本については委託契約書に添えて発注者に提出する。

令和 年 月 日

代表者 (所在地)	
(名 称)	
(代表者)	Ⓜ
構成員 (所在地)	
(名 称)	
(代表者)	Ⓜ
構成員 (所在地)	
(名 称)	
(代表者)	Ⓜ

# 参加表明書

テーマ別観光推進事業  
「令和5年度 ケア・ツーリズム調査事業」  
委託に係る企画提案の公募について  
企画提案の参加を表明します

会社名	
部署	
氏名	
TEL	
Email	

送信先  
公益社団法人 北海道観光振興機構  
事業企画本部 マーケティング部（担当:堀）  
Email: [n\\_hori@visithkd.or.jp](mailto:n_hori@visithkd.or.jp)